

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止め
ください】【リンクはご自由にお貼りください】「結婚の自由をすべての人に」東京第一次
訴訟控訴審 (東京高裁)第3 回期日(20240426)提出の書面です。

令和 5 年 (ネ) 第 2 9 2 号 国家賠償請求控訴事件

控訴人 大江千東 外

被控訴人 国

代理人意見陳述要旨

2 0 2 4 (令和 6) 年 4 月 2 6 日

東京高等裁判所第 2 民事部 c d 係 御中

控訴人ら訴訟代理人 弁護士 上杉 崇子

第 1 「結婚の自由をすべての人に訴訟」の現時点での到達点

「結婚の自由をすべての人に訴訟」、北海道、東京、名古屋、関西、
九州で力を合わせて闘っています。

これまでに、法律上同性のカップルを、結婚を含めた家族になる
ための法制度でまったく保護しない現行法が違憲だという判断が、
6 つも積み重なりました。

結婚を認められないために、同性カップルは国から家族として保
護されない。この状況を、原判決は「同性愛者の人格的生存に対す
る重大な脅威、障害」であり違憲だと言いました。他の違憲判決も
同種の判断をしています。

原判決の違憲判断は、揺るぎない最低ラインのものとしてこれを
後退させることは考えられません。

第 2 結婚は当事者二人の関係を「社会に認められた関係」に し、社会的承認を付与する制度であること

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止め
ください】【リンクはご自由にお貼りください】「結婚の自由をすべての人に」東京第一次
訴訟控訴審 (東京高裁)第3 回期日(20240426)提出の書面です。

改めて、結婚とはどういうものでしょうか。

誰かを好きになり、両思いだとわかり、一緒に暮らして人生を共
に歩もうと確認し合う。その瞬間瞬間に人生の希望、可能性、幸福
が息づいています。

二人が異性カップルであれば、結婚を選択するのも自然なことで
しょう。結婚したいと打ち明けられた周囲は二人を祝福するでしょ
う。国も当然に婚姻届を受理します。こうして、二人は社会の中で
家族になり、「社会に認められた関係」として扱われます。

ところが、二人が同性カップルだったら、たちまち状況は変わ
ります。

まずカミングアウトが容易ではありません。大切な家族や友人に
拒絶されるのではと恐怖し、打ち明けることができないセクシュア
ル・マイノリティが今でも大勢います。

そして、二人が結婚したいと望んでも、国は結婚を認めません。
国が結婚を認めないために、二人は社会の中で家族になれず、孤立
します。

この厳然たる明暗は何を意味するのでしょうか。

同性カップルの結婚を認めないことは、国が、この者たちを家族
として保護する必要はないと烙印を押すこと。

このような中で、結婚できない関係だからと、社会も同性カッ
プルを冷たく閉め出します。

一審の途中で、原告の佐藤郁夫さんが脳出血のために亡くなりま
した。その時に郁夫さんが搬送された病院は、同じく原告だったパ

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止め
ください】【リンクはご自由にお貼りください】「結婚の自由をすべての人に」東京第一次
訴訟控訴審 (東京高裁)第3 回期日(20240426)提出の書面です。

トナーのよしさんに病状説明を拒み、妹にしか説明しませんでした。社会生活のあらゆる場面で、結婚できないことを理由に同性カ
ップルは今も冷たく閉め出されています。

この日本社会で、望んでいるのに結婚を認められないことは、「社会に認められない関係」として扱われるのと等しいことなのです。

好きな人ができて同性に向かう性的指向に気づいた時の恐怖と
絶望を、控訴人らは一審の尋問で口々に語りました。

ただしさんは、「何か人の道に背くような気がしてました。」(た
だし調書2 頁)、「自分の性的指向を言うことによって、友人たちか
ら差別されたり、いじめられたり、仲間外れにされるというのを非
常に恐れ」と述べました (同3 頁)。

小野さんは、「とても怖かった」、「そういったことは許されない」
と述べました (小野調書1 頁～2 頁)。

小川さんは、「今いる友達を私のセクシュアリティのことで失
うんじゃないかと思った」「怖かった」と述べました (小川調書4
頁)。

誰かを好きになり、両思いになるのは希望の瞬間のはずなのに、
どうして恐怖し絶望しなければならないのか。

本来の自分に気づくことができたのは、かけがえのないことなの
に、どうして隠して生きていかなければならないのか。

同性カップルに結婚を認めない法律が、同性カップルを「社会に
認められない関係」として扱っていることが根源的にあるからです。

現在でも多くのセクシュアル・マイノリティにとってカミングア

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止め
ください】【リンクはご自由にお貼りください】「結婚の自由をすべての人に」東京第一次
訴訟控訴審 (東京高裁)第3 回期日(20240426)提出の書面です。

ウトが困難であること、それを生み出しているのは同性カップルの
結婚を認めない法律にあります。

つまり、同性カップルの結婚を認めない法律は、同性カップルの
自分らしい生を阻んでいるのです。

このように、同性カップルの多くが性的指向を隠して生活せざる
を得ない状況の中で、同性カップルの社会的承認が異性カップルと
同じでないのは、むしろ当然です。結婚を認めない法律こそが同性
カップルの社会的承認の壁になっている、そのことに気づかないふ
りをしないでください。

集団でなく個人こそが価値の根源である、個人の尊厳を原理とす
る憲法は、セクシュアル・マイノリティの自分らしい生を阻んでい
る法律を、このような「社会的承認」を理由に許すなどしません。

第3 セクシュアル・マイノリティを性的指向による差別から解 放するというのが今日の憲法の解釈指針として相応しいもの であること

ところで、現在 NHK の朝のドラマで、戦前に日本で初めて弁護士
になり、戦後裁判官になった女性の物語が放送されています。

戦前、女性は、司法試験に合格すると弁護士になることはできまし
たが、裁判官にはなれませんでした。

主人公のモデルである三淵嘉子さんは、同じ試験に合格したのに
どうして女性が裁判官になれないのかという悔しさと、裁判官にな
りたいという気持ちから、男女平等を定めた日本国憲法が制定され
るとすぐに裁判官を志望した、とっていました。

同じ試験に合格したのに、ただ女性であるという理由で裁判官に

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止め
ください】【リンクはご自由にお貼りください】「結婚の自由をすべての人に」東京第一次
訴訟控訴審 (東京高裁)第3 回期日(20240426)提出の書面です。

なれないことの理不尽さと、同じように婚姻の本質を伴った関係を
築いているのに、ただ同性のカップルという理由で結婚できないこ
との理不尽さ。両者は、長きにわたって社会に踏みにじられてきた
者たちの、自分の力ではどうにもならない性別・セクシュアルティ
に基づく差別問題として根っこが通じています。

憲法は、男女差別の社会通念が色濃く残っていた戦後の状況の中
で、個人の尊厳の原理のもと、男女平等を定め (14 条 1 項)、結婚
と家族においても男女平等を重ねて要請し (24 条)、社会的マイノ
リティである女性を性別による差別から解放しました。

性的指向は人の自然な性質であり等しく尊重されなければなら
ない。同性カップルも「婚姻の本質」を伴った関係を築くことがで
きる。これらが明らかになった今日、女性に、男性と等しく婚姻の
自由を保障した憲法 24 条 1 項は、同性カップルに、異性カップル
と等しく婚姻の自由を保障しないわけがありません。24 条 2 項と
14 条 1 項は、個人の尊厳の原理に基づき現在の婚姻制度を同性カ
ップルに開放することを要請しています。

第 4 さいごに

すべての人に開かれた結婚制度を命じる違憲判決は、尊厳を踏みに
じられてきたセクシュアル・マイノリティの傷を癒やし、自分ら
しい生を取り戻させ、日本の未来に新たな希望を芽生えさせるもの
です。裁判所が、澄み切った違憲判決を下すこと、私たちはそのこ
とを確信しています。

以上